

1 国民健康保険特別会計の状況

(1) 款別歳入決算の前年度比較

款	令和2年度 決算額 (円) ①	令和3年度 決算額 (円) ②	前年度比	
			(円) ②-①	(%) ②/①
国民健康保険税	1,314,446,263	1,306,773,898	△7,672,365	99.4
国庫支出金	16,288,000	4,924,000	△11,364,000	30.2
県支出金	3,686,964,356	3,930,091,878	243,127,522	106.6
財産収入	779	1	△778	0.1
繰入金	607,439,736	550,453,187	△56,986,549	90.6
繰越金	114,731,947	131,241,142	16,509,195	114.4
諸収入	14,303,660	12,989,934	△1,313,726	90.8
合計	5,754,174,741	5,936,474,040	182,299,299	103.2

(2) 款別歳出決算の前年度比較

款	令和2年度 決算額 (円) ①	令和3年度 決算額 (円) ②	前年度比	
			(円) ②-①	(%) ②/①
総務費	54,276,841	45,051,800	△9,225,041	83.0
保険給付費	3,626,281,163	3,889,049,002	262,767,839	107.2
国民健康保険事業費納付 金	1,805,337,187	1,751,264,843	△54,072,344	97.0
保健事業費	34,437,414	35,662,837	1,225,423	103.6
基金積立金	779	1	△778	0.1
諸支出金	102,600,215	117,006,218	14,406,003	114.0
合計	5,622,933,599	5,838,034,701	215,101,102	103.8

(3) 款別歳入決算の状況

款	予算現額 (円) Ⓐ	調定額 (円) Ⓑ	収入済額(決算額) (円) Ⓒ
国民健康保険税	1,305,550,000	1,612,288,930	1,306,773,898
国庫支出金	1,000	4,924,000	4,924,000
療養給付費交付金	1,000	0	0
県支出金	4,014,045,000	3,930,091,878	3,930,091,878
財産収入	1,000	1	1
繰入金	564,331,000	550,453,187	550,453,187
繰越金	131,241,000	131,241,142	131,241,142
諸収入	8,000	13,233,135	12,989,934
合 計	6,015,178,000	6,242,232,273	5,936,474,040 Ⓔ

(4) 基金の状況

区 分	基金の目的	令和2年度末現在高	
		Ⓐ	Ⓑ (Ⓐ/69,239人) 市民一人当たりの現在高
国民健康保険事業 財政調整基金	国民健康保険事業の健全かつ円滑な運営を図るために必要な財源を積み立てる。	77,007	1

不納欠損額 (円) ①	収入未済額 (円) ②-③-④	予算現額に対する増減額 (円) ⑤-①	収入割合 (%)		
			対予算現額 ⑤/①	対調定額 ⑤/②	決算額構成比 ⑤/⑥
27,855,853	277,659,179	1,223,898	100.1	81.1	22.0
0	0	4,923,000	492,400.0	100.0	0.1
0	0	△1,000	0.0	0.0	0.0
0	0	△83,953,122	97.9	100.0	66.2
0	0	△999	0.1	100.0	0.0
0	0	△13,877,813	97.5	100.0	9.3
0	0	142	100.0	100.0	2.2
0	243,201	12,981,934	162,374.2	98.2	0.2
27,855,853	277,902,380	△78,703,960	98.7	95.1	100.0

(単位 円)

令和3年度中の増減		令和3年度末現在高		前年度比	
積立額 ③	取り崩し額 ④	⑤ (①+③-④)	市民一人当たりの現在高 ⑥ (⑤/69,133人)	⑤-①	市民一人当たりの現在高 ⑥-②
1	0	77,008	1	1	0

(5) 保険税決算の状況

区 分	予算現額 (円) ①	調定額 (円) ②	収入済額(決算額) (円) ③	不納欠損額 (円) ④
現年度課税分	1,240,100,000	1,337,636,400	1,243,929,111	0
滞納繰越分	65,450,000	274,652,530	62,844,787	27,855,853
合 計	1,305,550,000	1,612,288,930	1,306,773,898 ⑤	27,855,853

(6) 収入未済額の内容

(単位 円)

区 分	国民健康保険税
令和3年度	93,707,289
令和2年度	66,771,597
令和元年度	43,583,966
平成30年度	35,554,424
平成29年度以前	38,041,903
合 計	277,659,179

(7) 過誤納金還付未済額の内容

(単位 円)

区 分	国民健康保険税
令和3年度	882,800

(8) 不納欠損額の内容

(単位 円)

区 分	国民健康保険税
地方税法第15条の7第4項	9人 614,174
地方税法第15条の7第5項	
地方税法第18条	541人 27,241,679
合 計	27,855,853

収入未済額 (円) ③-④-⑤	決算額 構成比 (%) ⑥/⑦	徴収率 (過誤納金還付未済額を除く。) (%)			被保険者一人当たりの 決算額	
		⑧/③	前年度 ⑨	対前年度 ⑩/③-⑨	(円) ⑪/⑫	被保険者 [令和 3年度末] ⑫
93,707,289	95.19	92.93	92.92	0.01	104,101	12,553 人
183,951,890	4.81	22.88	22.33	0.55		
277,659,179	100.00	81.00	81.00	0.00		

地方税法 (抜粋)

(滞納処分の停止の要件等)

第15条の7 地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- (1) 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- (2) 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- (3) その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

2～3 略

4 第1項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する。

5 第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

(地方税の消滅時効)

第18条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅する。

- (1)以下 略

(9) 款別歳出決算の状況

款	予算現額 (円) ①	支出済額 (決算額) (円) ②	翌年度繰越額 (円) ③
総務費	49,863,000	45,051,800	0
保険給付費	4,019,041,000	3,889,049,002	0
国民健康保険事業費 納付金	1,751,267,000	1,751,264,843	0
共同事業拠出金	2,000	0	0
財政安定化基金拠出 金	1,000	0	0
保健事業費	57,528,000	35,662,837	0
基金積立金	1,000	1	0
諸支出金	117,475,000	117,006,218	0
予備費	20,000,000	0	0
合 計	6,015,178,000	5,838,034,701 ④	0

不用額 (円) ①-②-③	執行割合 (%)		市民一人当たりの決算額 (円) ④/69,133人
	対予算現額 ④/①	決算額構成比 ④/⑤	
4,811,200	90.4	0.8	652
129,991,998	96.8	66.6	56,254
2,157	100.0	30.0	25,332
2,000	0.0	0.0	0
1,000	0.0	0.0	0
21,865,163	62.0	0.6	516
999	0.1	0.0	0
468,782	99.6	2.0	1,692
20,000,000	0.0	0.0	0
177,143,299	97.1	100.0	84,446

科目	款	項		目		
	事業名	国民健康保険事業				
決算額 (前年度比)	財 源 内 訳					
5,838,034,701円 (+215,101,102円)	国・県支出金	使用料・手数料	分担金・負担金・寄附金	地方債	その他	一般財源等
	3,935,015,878円	0円	0円	0円	10,196,647円	1,892,822,176円
主管	市民一人当たりの決算額	84,446円 (一般財源等ベース 27,379円)		単位決算額	455,598円 (被保険者 12,814人)	
保 険 年 金 課	1 事業目的 相互扶助の精神にのっとり、国民健康保険加入者の疾病、負傷、出産又は死亡に関し、保険給付を行う。					
	2 事業内容					
	(1) 一般状況					
	ア 年度平均 (月平均)					
			区 分		内 容	
	世帯				8,279 世帯	
	被保険者		一般		12,814 人	
			退職者		0 人	
			合 計		12,814 人	
	前期高齢者被保険者 65歳～74歳 (再掲)				5,309 人	
	介護保険第2号被保険者 (再掲)				4,237 人	
	イ 指標実績					
			区 分		内 容	
	保険税収入率 ((収入済額－還付未済額) / 調定額)				81.00%	
	現年課税分 ((収入済額－還付未済額) / 調定額)				92.93%	
滞納繰越分 ((収入済額－還付未済額) / 調定額)				22.88%		
1人当たり医療給付費 (※1)				301,121 円		
保健事業比率 (※2)				2.73%		
※1 1人当たり医療給付費 = {療養諸費 (審査支払手数料を除く) + 高額療養費 + 移送費} / 平均被保険者数 (一般 + 退職)						
※2 保健事業比率 = 保健事業費 / 保険税収入額						
(2) 保険給付費 (保険給付の状況)						
国民健康保険法及び清須市国民健康保険条例の規定による保険給付を行った。						
ア 療養給付費						
区 分	1人当たり	1件当たり	件 数	事業費		
一般	261,272 円	15,953 円	209,862 件	3,347,935,965 円		
退職者	0 円	0 円	0 件	0 円		
イ 療養費						
区 分	1人当たり	1件当たり	件 数	事業費		
一般	4,009 円	7,222 円	7,113 件	51,366,928 円		
退職者	0 円	0 円	0 件	0 円		

ウ 審査支払手数料

支給額 (平均)	件数	事業費
47 円/件	223,908 件	10,523,676 円

エ 高額療養費

区分	1人当たり	1件当たり	件数	事業費
一般	35,841 円	56,910 円	8,070 件	459,260,644 円
退職者	0 円	0 円	0 件	0 円

オ その他保険給付

区分	支給額	件数	事業費
出産育児一時金	420,000 円以内/件	37 件	15,294,970 円
葬祭費	50,000 円/件	73 件	3,650,000 円
傷病手当金	—	15 件	1,009,259 円

(3) 事業費納付金

県が財政運営上、県内市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じ決定した国保事業費納付金(保険料負担)を納めた。

ア 医療給付費

区分	1人当たり	被保険者 (年度平均)	事業費
一般被保険者医療給付費	91,647 円	12,814 人	1,174,361,827 円
退職被保険者医療給付費 (過年度精算分)	0 円	0 人	961,869 円

イ 後期高齢者支援金

区分	1人当たり	被保険者 (年度平均)	事業費
一般被保険者後期高齢者 支援金	31,895 円	12,814 人	408,708,864 円

ウ 介護納付金

区分	1人当たり	被保険者 (年度平均)	事業費
介護納付金	39,470 円	4,237 人	167,232,283 円

(4) 保健事業費

ア 特定健康診査等事業費

支給額 (平均)	件数	事業費
9,418 円/件	3,310 件	31,172,475 円

イ 保健事業費 (人間ドック補助事業)

支給額 (限度額)	件数	事業費
15,000 円以内/件	190 件	2,845,800 円

3 事業成果

被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うとともに、特定健康診査、特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療に努め、社会保障及び市民の健康増進に寄与することができた。

国保制度改正による財政の県単位化の4年目として、適正な財政運営を行うことができた。

保
険
年
金
課

